（水基本調査基礎計画の一部改正）

第二条　水基本調査基礎計画（昭和二十八年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第五条」を「第十二条」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

（土地分類基本調査基礎計画の一部改正）

第三条　土地分類基本調査基礎計画（昭和二十九年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

（地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令の一部改正）

第四条　地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令（昭和三十二年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第四条の四」を「第八条」に改める。

第二項中「第四条の五」を「第九条」に、「添附書類」を「添付書類」に改める。

別記様式中「第五条の三各号」を「第十四条各号」に改める。

（地籍調査作業規程準則の一部改正）

第五条　地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第六条の三第五項」を「第六条の三第二項」に、「公示された」を「定められた」に、「基く」を「基づく」に改める。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の八中「第十条の四第一項」を「第十条の四」に改める。

第十二条の九を削る。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第百九十七号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条第一項の規定に基づき、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成二十四年厚生労働省告示第五百二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

第2の1の1中「行い」を「行うことが必要であり」に、「公表することが必要である」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同1の2中「第一期」を「第二期」に、「平成25年度」を「平成30年度」に、「行い、その結果を公表することが必要である」を「行うことが必要であり、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。なお、第一期都道府県医療費適正化計画についても、第一期都道府県医療費適正化計画期間終了の翌年度である平成25年度に目標の達成状況を中心とした実績評価を行うことが必要であり、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。」に改める。

○農林水産省告示第千九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町下長尾字通ボツ一九八八の八三、一九八八の二一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字通ボツ一九八八の八三・一九八八の二一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区牛妻字丹野口一五五〇の一、一五六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字丹野口一五六二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字横道上二九一九、二九二〇、二九二一の一、二九二一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横道上二九一九・二九二〇・二九二一の一・二九二一の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市内房字塩出一九六二の二・一九六四の一・一九六六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字大和沢四五一三の一、四五一四の一、四五一五、四五一七の二、字中ノ上五二七〇の一、五二七一、五二七二